**マイナ保険証利用解除について**

令和6年12月2日に現行の組合員証及び被扶養者証（現保険証）の新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として使えるように登録してあるマイナンバーカードのこと）による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行されます。

その一方で、マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手続きであることを踏まえ、マイナ保険証の利用登録の解除を希望する方については、医療保険者（当組合）に申請することにより、利用登録を解除することができることとされました。

つきましては、利用登録の解除にあたっては、現行の保険証は令和７年12月１日まで利用できること並びに利用登録を解除するとマイナンバーカードによりオンライン資格確認等を行うことはできなくなることを十分ご留意のうえ、申請をお願いします。

なお、利用登録の解除は、以下の手順での手続きになります。

１．マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書を共済組合へ提出

２．共済組合が交付する資格確認書の受け取り

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書を共済組合が受理後、１週間程度で当組合より資格確認書を所属を経由して交付します。（任意継続組合員の方は自宅に送ります。）

※　資格確認書は令和６年12月１日以前に交付することはできません。令和６年12月２日以降、解除申請書を受領後に順次資格確認書を交付します。

３．中間サーバーへの解除申請者の情報の登録（共済組合が行います。）

４．利用登録が解除されたことの確認（申請者が行います。）

解除申請書（記載内容等に不備がないものに限る）を当組合が受理後１～２か月で利用登録が解除されますので、マイナポータル上の「健康保険証利用登録の申込状況」画面でご確認ください。





**記入例**